



男女ともに活躍し合う 笑顔続く「Well-being」なまち

大河原町男女共同参画基本計画 策定

男女共同参画基本計画の主な目標

項 目		現 状 値 (令和6年度当初)	目 標 値 (令和11年度)
基本目標1	審議会等の女性割合	28.3%	35.0%
	町管理職の女性割合	37.5%	40.0%
	地域活動の担い手	62人	80人
基本目標2	家事・育児等に携わる時間が男性より女性が大幅に多いと感じる割合	89.4%	60.0%
	家庭教育支援の講座	3講座	4講座
	こども家庭センターの相談対応を可能とする体制	事業開始	児童福祉 170件 母子保健 550件
	特定健康診査（国保）受診率	52.3%	60.0%
	妊娠・出産期等面談率及び訪問率	99.0%	100%
基本目標3	学校教育で人権・男女共同参画を反映した留意項目数	5項目	10項目
	中学2年生のキャリア教育に要する時間	年12時間	年15時間
	中学校の健康・性に関する保健の授業時間	年2時間	年4時間
基本目標4	育児休業制度取得率（R5宮城県数値）	女性 94.5% 男性 40.7%	男性 85.0%
	介護休業制度取得人数（R5宮城県数値）	女性 18人 男性 11人	女性 30人 男性 20人
	商工会会員の女性経営者数	70事業所	85事業所
	家族経営協定数	3件	7件
基本目標5	防災会議委員への女性登用人数	女性 1人 男性 20人	女性 6人 男性 15人
	女性消防団員	7人	12人
	家庭防火クラブ地区役員・男性会員	—	5人
	自主防災組織役員への女性登用	各地区1人	各地区2人以上
	女性の防災士（防災介助士）資格取得者（町助成制度利用）	11人	15人（総数）

- (2)ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランスに向けた働き方の見直し」を、県と連携し事業所に啓発します。
 - 育児休業制度が利用しやすい職場体制に向け、また男性の制度利用を促進する社会的機運を県と連携し普及・啓発を進めます。
 - 介護休業制度が利用しやすい

- (3)農林業、自営業における女性の経営参画の促進
 - 職場体制に向け、県と連携し普及・啓発を進めます。
 - 女性農業者が個性と能力を発揮できるよう、経営参画のメリット、取組例等を紹介・啓発します。
 - 女性の経営参画・商工自営代表者数が増えるよう、女性の視点を活かした経営利点等を紹介・啓発します。

- 農業経営における女性の役割・地位の明確化、労働の適正評価を進める家族経営協定※を促進します。
- ※家族農業経営の経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等、家族間の十分な話し合いで取り決めるもの。



基本目標5
防災における
男女共同参画の推進

- (1)防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進
 - 防災全般に女性の視点を取り入れるため、防災会議委員に女性の登用を拡大します。
 - 女性消防団員が入団しやすいような環境づくりを行うとともに、婦人防火クラブを家庭防火クラブに改名し、男性も入会できるよう団体の取組を強化します。
- (2)地域防災活動への女性人材参画の促進
 - 地域の防災活動に女性の視点を取り入れるため、自主防災組織役員及び防災士の女性参画を促進します。（男性の防災介助士資格取得も促進）

計画の推進にあたっては、町民の皆様、地域、教育関係者、事業者すべての関係者の取組が不可欠ですので、ご理解とご協力をお願いします。計画の詳細は、町ホームページで公開していますので、ぜひご覧ください。

問合先 政策企画課企画振興係

☎0224-15312112
(2階①番窓口)

基本目標1
地域社会における
男女共同参画の実現

- (1)政策・方針決定過程への女性参画の推進
 - 町政策の方針・評価に対し、女性の意思及び意見を反映させるため審議会等委員及び町職員管理職への女性登用を推進します。
 - 事業者・団体等に対し、経営や意思決定過程に、女性の参画・登用を重視することを県と連携し啓発します。
- (2)男女共同参画社会に関する普及・啓発
 - 本計画を基に、各分野の施策を展開し、普及・啓発を進めます。
 - 町職員等の資質向上に向け、男女共同参画研修会等を実施します。
 - 人権及び男女共同参画の各相談に対応する窓口・連絡先の周知を強化します。
- (3)あらゆるハラスメントの根絶
 - 男女が平等でお互いを尊重し、

基本目標2
家庭生活における
男女共同参画の実現

- (1)共に築く家庭生活のための意識啓発
 - 家庭内の性別による役割分担意識を見直し、家事・育児等に対し、協力し合える家庭づくりを促進するとともに、家庭教育支援の講座を強化します。
- (2)育児及び介護に関する社会的支援の充実
 - こども家庭センターを中心に、
- 対等な関係を築くためハラスメントの根絶及び発生を防ぐ意識啓発を進めます。
- 児童虐待や高齢者虐待等に対する相談対応、関係機関との連携を強化します。
- (4)地域活動における男女共同参画の促進
 - 地域活動、コミュニティ形成に向けた女性参画、地域活動の担い手育成を促進します。

基本目標3
学校教育（幼児教育）
における男女共同
参画の促進

- (1)男女共同参画教育の理解・促進
 - 人格形成期にあたる幼児・児童・生徒に対し、人権尊重を基盤とした男女平等などの意識が身につく学びの場を確保
- (2)生涯を通じた心身の充実
 - 男女が共に生涯を健やかに過ごせるよう、健康診査、健康教室、健康相談等を通じ健康の保持・増進を促進します。
 - 妊娠・出産期の母子の健康確保の支援、妊婦のパートナーへのアプローチ、中学生へ思春期健康教育を拡大します。
- (3)生涯を通じた心身の充実
 - 妊産婦、こども、子育て世帯への相談・支援体制を整えます。
 - 介護世帯の支援や相談、介護サービス調整、介護予防、介護家族支援など地域で支える体制を推進します。
- (4)生涯を通じた心身の充実
 - 保育士・幼児の保護者、教職員・児童生徒の保護者を対象に、男女共同参画の学習機会を作り、普及啓発します。

基本目標4
職場における
男女共同参画の実現

- (1)職場における女性参画の促進
 - 職場における男女の均等な雇用機会と待遇確保、女性の地位向上等について県と連携し啓発します。
- (2)キャリア教育の推進
 - 児童・生徒の一人ひとりが、将来の進路や職業を選択する自立性を促すキャリア教育を進めます。
- (3)心と体の健康づくりへの教育支援
 - 心身の健康、性に関する知識・情報について、児童・生徒が正しく理解できるよう、適切な教育を推進します。

男女共同参画は、「女性」や「男性」というイメージにあてはめることなく、家庭や職場、地域において、互いに人権を尊重し、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮することで、豊かで幸せな人生につなげていくための取組です。国や県、企業等で様々な推進が図られていますが、令和7年1月、本町においても男女共同参画基本計画（令和7年度～11年度）を策定しました。計画では、地域社会、家庭生活、学校教育（幼児教育）、職場、防災の分野において、今後の取組内容と目標指標を掲げましたのでご紹介します。

男女ともに活躍し合う、
笑顔続く「Well-being」なまち
大河原町男女共同参画基本計画